

《関係法令》

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)

指定居宅サービス介護給付費単位数表

別表

6 通所介護費

イ 小規模型通所介護費

(略)

ロ 通常規模型通所介護費

(略)

ハ 大規模型通所介護費 (Ⅰ)

(略)

ニ 大規模型通所介護費 (Ⅱ)

(略)

ホ 療養通所介護費

(略)

注1 イからニまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所(-略-)において、指定通所介護(-略-)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(-略-)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(略)

ロ 大規模型通所リハビリテーション費 (Ⅰ)

(略)

ハ 大規模型通所リハビリテーション費 (Ⅱ)

(略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所 (-略-) において、指定通所リハビリテーション (-略-) を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画 (-略-) に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。(以下略)

○ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）

4 指定通所介護の施設基準

イ 小規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号について同じ。）が300人以内の指定通所介護事業所であること。
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第93条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) イ（1）に該当しない事業所であって、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が750人以内の指定通所介護事業所であること。
- (2) イ（2）に該当するものであること。

ハ 大規模型通所介護費（Ⅰ）を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) イ（1）及びロ（1）に該当しない事業所であって、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が900人以内の指定通所介護事業所であること。
- (2) イ（2）に該当するものであること。

ニ 大規模型通所介護費（Ⅱ）を算定すべき指定通所介護の施設基準

- (1) イ（1）、ロ（1）及びハ（1）に該当しない指定通所介護事業所であること。
- (2) イ（2）に該当するものであること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

（略）

5 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

- (1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号について同じ。）が750人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。
- (2) 指定居宅サービス基準第112条に定める設備に関する基準に適合していること。

ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

- (1) イ（1）に該当しない事業所であって、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が900人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。
- (2) イ（2）に該当すること。

ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

- (1) イ（1）及びロ（1）に該当しない事業所であること。
- (2) イ（2）に該当するものであること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

第2の7 通所介護費

（4）事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第四号イ（1）に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所介護の利用時間が4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。

第2の8 通所リハビリテーション費

（4）平均利用延人員数の取扱い

施設基準第五号に定める平均利用延人員数の取扱いについては、通所介護と同様であるので7（4）を参照されたい。なお、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数を用いるものとする。

平成21年4月改定関係Q&A（Vol. 1）

（問52）同一事業所で2単位以上の通所介護を提供する場合、規模別報酬の算定は単位毎か、すべての単位を合算するのか。

（答） 実績規模別の報酬に関する利用者の計算は、すべての単位を合算で行う。

平成18年4月改定関係Q&A（Vol. 1）問44は削除する。

（問53）事業所規模別の報酬となっているが、前年度請求実績から、国保連合会が請求チェックしないのか。

（答） 事業所規模別の報酬請求については、国保連合会による事前チェックは実施しないため、監査等の事後チェックで適正な報酬請求を担保することとなる。

平成18年4月改定関係Q&A（Vol. 1）問45は削除する。

平成18年4月改定関係Q&A（Vol. 1）

（問43）実績規模別報酬について、利用者等のニーズに応じて日祝日にも実施している事業所が不利となるが、これらの事業所の算定特例は検討されないのか。

（答） 利用者の日祝日にサービスを受けるニーズに適切に対応する観点から、実績規模別の報酬に関する利用者の計算に当たり、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、一週当たりの利用延人員数に6/7を乗じた数を合算したのものにより、月当たりの平均利用者数を計算し、当該利用者数に基づき実績規模別の報酬を算定する取扱いとする。

（問46）事業所規模別の報酬に関する利用者数の計算に当たり、新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は含まれるのか。

（答） いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとする。

介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A（平成20年4月21日 厚生労働省老健局老人保険課）

（問24）通所介護等における大規模事業所減算の算定に当たっては、①原則として、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、②例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、事業所規模の区分が決定され、減算の対象になるかどうか判断することとなる。しかし、②を利用することにより、年度末に定員規模を大幅に縮小し、年度を越して当該年度の事業所規模が確定した後に定員を変更前の規模に戻す等、事業所規模の実態を反映しない不適切な運用が行われる可能性も考えられるが、その対応如何。

（答） 事業所規模の区分については、現在の事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであることから、定員変更により②を適用する事業所は、前年度の実績（前年度の4月から2月まで）が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合のみとする。